

事業主様

平成25年10月18日

東日本紙器厚生年金基金  
理事長 北原茂樹  
(公印省略)

## 制度変更の実施及び厚生年金基金掛金の変更について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、当基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

### ■ 制度変更（給付水準見直し等）の実施について

さて、この度の制度変更の実施にあたりましては、皆様方のご理解ご協力により、基金規約の変更に必要な3分の2以上のご同意をいただき、本年7月30日に開催した代議員会の議決を経て厚生労働省に申請を行い、認可を受けることができました。

これにより、当面の基金財政の危機を回避するとともに事業運営にあたっての一定の基盤を整備することが可能となりました。あらためて深く御礼申し上げます。

つきましては、6月19日に成立した厚生年金基金制度見直しに関する法律も踏まえ、平成25年10月1日より制度変更を実施させていただきますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### ■ 厚生年金基金掛金の変更について

今回の掛金率変更は、制度変更の実施に伴うものです。

これにより基金独自の上乗せ分の数理債務が減少することとなるため、賞与が支払われたときの負担率は本年10月分掛金から従前より1/1000減少となります。

一方、本年度の各月の掛金率は財政健全化のため変更はありません。

なお、26年4月分以降の各月の掛金率は当初予定より1/1000ずつ減少となる予定です。

ただし65歳以上の掛金については、本年10月分掛金から賞与が支払われたときの負担率が1/1000減少となる一方、各月の掛金率は従前より5/1000増加することとなります。

なお、新しい掛金率につきましては、別添：「厚生年金基金＊厚生年金保険（掛金・保険料）月額表①/②」のとおり、平成25年10月分掛金（平成25年11月告知分）から適用することとなります。

年度中途にお手数をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

## ■ 掛金率変更内容

### ◎事業主負担

区分	掛金率
平成 25 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 31 日まで	1000 分の 71 (変更なし)
平成 26 年 4 月 1 日から 27 年 3 月 31 日まで	1000 分の 80 (24. 3. 19 通知より ▲1/1000)
平成 27 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日まで	1000 分の 89 (24. 3. 19 通知より ▲2/1000)
平成 28 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日まで	1000 分の 98 (24. 3. 19 通知より ▲3/1000)
平成 29 年 4 月 1 日から	1000 分の 71

なお、65 歳以上 70 才未満の方は厚生年金基金掛金が以下のようになります

区分	掛金率
平成 25 年 10 月 1 日から 26 年 3 月 31 日まで	1000 分の 46 (従前より +5/1000)
平成 26 年 4 月 1 日から 27 年 3 月 31 日まで	1000 分の 55 (24. 3. 19 通知より +5/1000)
平成 27 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日まで	1000 分の 64 (24. 3. 19 通知より +5/1000)
平成 28 年 4 月 1 日から 29 年 3 月 31 日まで	1000 分の 73 (24. 3. 19 通知より +5/1000)
平成 29 年 4 月 1 日から	1000 分の 46

### ◎加入員負担 (年齢に関係なく全ての加入員に適用)

変更なし (現行とおりのり) 1000 分の 20

### ◎賞与支払時の事業主・加入員負担【厚生年金保険料・厚生年金基金掛金】

事業主 1000 分の 21 (24. 3. 19 通知より ▲1/1000)

加入員 変更なし (現行とおりのり) 1000 分の 20

\* 詳細につきましては添付の「厚生年金基金\*厚生年金保険 (掛金・保険料) 月額表①/②」をご覧ください。(なお、この「月額表」は事務担当者にお渡し下さるようお願いいたします。)

**65歳未満** 厚生年金基金 \* 厚生年金保険(掛金・保険料)月額表①

[平成25年10月1日から適用]

東日本紙器厚生年金基金

等級	報酬月額		標準給与 (標準報酬)	加入員負担			事業主負担			
				基金へ (普通掛金)	政府へ (保険料)	計	基金へ		政府へ (保険料)	計
							普通掛金	事務費掛金		
円以上	円未満									
1	~101,000	98,000	1,960	6,428.8	8,388.8	6,958	235.2	6,428.8	13,622	
2	101,000~107,000	104,000	2,080	6,822.4	8,902.4	7,384	249.6	6,822.4	14,456	
3	107,000~114,000	110,000	2,200	7,216	9,416	7,810	264	7,216	15,290	
4	114,000~122,000	118,000	2,360	7,740.8	10,100.8	8,378	283.2	7,740.8	16,402	
5	122,000~130,000	126,000	2,520	8,265.6	10,785.6	8,946	302.4	8,265.6	17,514	
6	130,000~138,000	134,000	2,680	8,790.4	11,470.4	9,514	321.6	8,790.4	18,626	
7	138,000~146,000	142,000	2,840	9,315.2	12,155.2	10,082	340.8	9,315.2	19,738	
8	146,000~155,000	150,000	3,000	9,840	12,840	10,650	360	9,840	20,850	
9	155,000~165,000	160,000	3,200	10,496	13,696	11,360	384	10,496	22,240	
10	165,000~175,000	170,000	3,400	11,152	14,552	12,070	408	11,152	23,630	
11	175,000~185,000	180,000	3,600	11,808	15,408	12,780	432	11,808	25,020	
12	185,000~195,000	190,000	3,800	12,464	16,264	13,490	456	12,464	26,410	
13	195,000~210,000	200,000	4,000	13,120	17,120	14,200	480	13,120	27,800	
14	210,000~230,000	220,000	4,400	14,432	18,832	15,620	528	14,432	30,580	
15	230,000~250,000	240,000	4,800	15,744	20,544	17,040	576	15,744	33,360	
16	250,000~270,000	260,000	5,200	17,056	22,256	18,460	624	17,056	36,140	
17	270,000~290,000	280,000	5,600	18,368	23,968	19,880	672	18,368	38,920	
18	290,000~310,000	300,000	6,000	19,680	25,680	21,300	720	19,680	41,700	
19	310,000~330,000	320,000	6,400	20,992	27,392	22,720	768	20,992	44,480	
20	330,000~350,000	340,000	6,800	22,304	29,104	24,140	816	22,304	47,260	
21	350,000~370,000	360,000	7,200	23,616	30,816	25,560	864	23,616	50,040	
22	370,000~395,000	380,000	7,600	24,928	32,528	26,980	912	24,928	52,820	
23	395,000~425,000	410,000	8,200	26,896	35,096	29,110	984	26,896	56,990	
24	425,000~455,000	440,000	8,800	28,864	37,664	31,240	1,056	28,864	61,160	
25	455,000~485,000	470,000	9,400	30,832	40,232	33,370	1,128	30,832	65,330	
26	485,000~515,000	500,000	10,000	32,800	42,800	35,500	1,200	32,800	69,500	
27	515,000~545,000	530,000	10,600	34,768	45,368	37,630	1,272	34,768	73,670	
28	545,000~575,000	560,000	11,200	36,736	47,936	39,760	1,344	36,736	77,840	
29	575,000~605,000	590,000	11,800	38,704	50,504	41,890	1,416	38,704	82,010	
30	605,000以上	620,000	12,400	40,672	53,072	44,020	1,488	40,672	86,180	
<b>賞与が支払われたときの負担率</b> (加入員毎に千円未満切捨、上限150万円)			20.0/1000	65.6/1000	85.6/1000	21.0/1000		65.6/1000	86.6/1000	

\*この月額表は、平成25年10月分掛金・保険料(平成25年11月告知分)よりご使用下さい。

\*保険料の端数の取扱い

- 納入告知書の保険料額については、被保険者個々の保険料額(端数を含む)を合算した金額となり、その合算額に円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた額となります。(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律 第2条第1項)
- 被保険者負担分の保険料に円未満の端数がある場合(事業主と被保険者の間で特約があるときを除く)
  - ①事業主が給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
  - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨てし、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。(通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律 第3条第1項)

**65歳以上** 厚生年金基金 \* 厚生年金保険(掛金・保険料)月額表②

[平成25年10月1日から適用]

東日本紙器厚生年金基金

等級	報酬月額		標準給与 (標準報酬)	加入員負担			事業主負担			
				基金へ (普通掛金)	政府へ (保険料)	計	基金へ		政府へ (保険料)	計
							普通掛金	事務費掛金		
円以上	円未満									
1	~101,000	98,000	1,960	6,428.8	8,388.8	4,508	235.2	6,428.8	11,172	
2	101,000~107,000	104,000	2,080	6,822.4	8,902.4	4,784	249.6	6,822.4	11,856	
3	107,000~114,000	110,000	2,200	7,216	9,416	5,060	264	7,216	12,540	
4	114,000~122,000	118,000	2,360	7,740.8	10,100.8	5,428	283.2	7,740.8	13,452	
5	122,000~130,000	126,000	2,520	8,265.6	10,785.6	5,796	302.4	8,265.6	14,364	
6	130,000~138,000	134,000	2,680	8,790.4	11,470.4	6,164	321.6	8,790.4	15,276	
7	138,000~146,000	142,000	2,840	9,315.2	12,155.2	6,532	340.8	9,315.2	16,188	
8	146,000~155,000	150,000	3,000	9,840	12,840	6,900	360	9,840	17,100	
9	155,000~165,000	160,000	3,200	10,496	13,696	7,360	384	10,496	18,240	
10	165,000~175,000	170,000	3,400	11,152	14,552	7,820	408	11,152	19,380	
11	175,000~185,000	180,000	3,600	11,808	15,408	8,280	432	11,808	20,520	
12	185,000~195,000	190,000	3,800	12,464	16,264	8,740	456	12,464	21,660	
13	195,000~210,000	200,000	4,000	13,120	17,120	9,200	480	13,120	22,800	
14	210,000~230,000	220,000	4,400	14,432	18,832	10,120	528	14,432	25,080	
15	230,000~250,000	240,000	4,800	15,744	20,544	11,040	576	15,744	27,360	
16	250,000~270,000	260,000	5,200	17,056	22,256	11,960	624	17,056	29,640	
17	270,000~290,000	280,000	5,600	18,368	23,968	12,880	672	18,368	31,920	
18	290,000~310,000	300,000	6,000	19,680	25,680	13,800	720	19,680	34,200	
19	310,000~330,000	320,000	6,400	20,992	27,392	14,720	768	20,992	36,480	
20	330,000~350,000	340,000	6,800	22,304	29,104	15,640	816	22,304	38,760	
21	350,000~370,000	360,000	7,200	23,616	30,816	16,560	864	23,616	41,040	
22	370,000~395,000	380,000	7,600	24,928	32,528	17,480	912	24,928	43,320	
23	395,000~425,000	410,000	8,200	26,896	35,096	18,860	984	26,896	46,740	
24	425,000~455,000	440,000	8,800	28,864	37,664	20,240	1,056	28,864	50,160	
25	455,000~485,000	470,000	9,400	30,832	40,232	21,620	1,128	30,832	53,580	
26	485,000~515,000	500,000	10,000	32,800	42,800	23,000	1,200	32,800	57,000	
27	515,000~545,000	530,000	10,600	34,768	45,368	24,380	1,272	34,768	60,420	
28	545,000~575,000	560,000	11,200	36,736	47,936	25,760	1,344	36,736	63,840	
29	575,000~605,000	590,000	11,800	38,704	50,504	27,140	1,416	38,704	67,260	
30	605,000以上	620,000	12,400	40,672	53,072	28,520	1,488	40,672	70,680	
<b>賞与が支払われたときの負担率</b> (加入員毎に千円未満切捨、上限150万円)			20.0/1000	65.6/1000	85.6/1000	21.0/1000		65.6/1000	86.6/1000	

\*この月額表は、平成25年10月分掛金・保険料(平成25年11月告知分)よりご使用下さい。